新潟県子ども読書活動推進計画

平成21年3月

新潟県教育委員会

目　次

第１部　新潟県子ども読書活動推進計画の策定にあたって

１ 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２ 計 画 の 期 間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

３ 基 本 方 針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２部　子どもの読書活動推進のための方策

１ 家庭における子どもの読書活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２ 地域における子どもの読書活動の推進

（１）図書館等における子どもの読書活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・5

①図書館の役割

②公立図書館等の整備・充実

③公立図書館・公民館図書室と学校図書館との連携

（２）児童館における子どもの読書活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・8

（３）放課後子ども教室における子どもの読書活動の推進 ・・・・・・・・・9

（４）民間団体等の活動に関する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

３ 学校等における子どもの読書活動の推進

（１）幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進 ・・・・・・・・・11

（２）小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進 ・・・12

①学校での読書習慣の確立と読書指導の充実

②学校図書館の整備・充実

（３）障害のある子どもの読書活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・14

（４）学校等と家庭・地域との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

４ 啓発・広報活動

（１）広報活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

（２）優れた取組の奨励 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

５ 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第３部　数値目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

※ 資 料

第１部　新潟県子ども読書活動推進計画の策定にあたって

１ 計画策定の趣旨

新潟県では、21世紀を担う子どもたちの豊かな心の育成と健やかな成長を願い、子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指して、平成16年３月「新潟県子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、その推進に取り組んできました。

第一次計画期間において、公立図書館の整備が進み、県民一人当たりの図書館蔵書数が増加するとともに、子どもの読書活動の重要性への認識が高まり、市町村における子どもの読書活動推進に対する取組状況は向上してきました。

また、全校一斉読書等に取り組む学校や公立図書館等と連携する学校が増加するとともに、保護者や地域のボランティア等との連携・協力が促進され、多様な読書活動が実施されるようになりました。さらに、12学級以上のすべての小・中・特別支援学校及び多くの高等学校に司書教諭が発令されるとともに、学校図書館蔵書のデータベース化も促進され、学校図書館の活用が進推されてきました。

しかし、全国と同様に、学齢段階が進むにつれ読書離れが進む傾向がみられるほか、子どもの読書活動への各種取組には地域間に差がみられるところであり、県全体の水準向上に向けて取組を進める必要があります。

第一次計画期間中の平成17年に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成18年には「教育基本法」が改正され、これに伴い「学校教育法」や「図書館法」等の改正が行われました。さらに、平成22年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が国会（衆参両議院）で採択されたところです。

本計画は、このような情勢を踏まえ、これまでの取組・成果・課題を明らかにするとともに、県や市町村等が主体的に実施することが期待される取組の方向を示すものです。

２ 計画の期間

平成21年度から概ね５年間とします。

３ 基本方針

これからの社会を担う子どもたち※1 が、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることは重要なことです。また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、社会的活動に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。

このような読書活動の重要性を踏まえ、次の３点を基本方針として、子どもの自主的な読書活動を推進します。

（１）家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組が必要です。

このため、それぞれが担うべき役割を明確にし、関係機関、民間団体、事業者等が相互に連携・協力した取組を推進します。

（２）子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて、読書に親しめるように配慮した環境づくりが大切です。家庭、地域、学校においては、進んで読書に親しむ態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要です。

このため、子どもが読書に親しむ機会や情報の提供に努めるとともに、施設、設備、その他の諸条件の整備・充実に努めます。

（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を醸成する必要があります。

このような観点から、読書活動の意義や重要性について、広く県民の間に理解と関心を深めるため、各種事業を通じて周知・啓発を図ります。

※1　子どもたち：子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号）第 2 条で「子ども（おおむね 18歳以下の者をいう。)」と示している。

第２部　子どもの読書活動推進のための方策

１ 家庭における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

子どもがよりよい読書習慣を身に付けるためには、日常生活を通じて読書が生活の一部になるように配慮していくことが大切です。

家庭は子どもの生活の基盤であり、子どもの読書活動の推進には乳幼児期からの親や家族の役割が重要です。読み聞かせなどの体験を豊かに積み重ねさせることによって、読書に対する興味や関心を引き出すことが大切です。

県教育委員会では、乳幼児や小学生の保護者に「家庭教育手帳」※1 を配付するほか、家庭教育に関する講座などを通して、家庭での読み聞かせや読書を習慣付けることの重要性について理解を深めるよう働きかけてきました。

また、平成19年度は 71.4 %の市町村において、乳幼児とその保護者を対象にメッセージを添え、絵本や絵本のリストを贈る「ブックスタート」運動※2 を実施しています。

しかし、家庭や地域の取組に差がみられることから、家庭における読書の重要性について、さらに理解の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　「家庭教育手帳」の活用について保護者に周知するとともに、子育て電話相談、家庭教育にかかわる研修及びセミナー等の機会を通じて、家庭での読み聞かせや読書を習慣付けることの重要性についての理解を促進します。

◇　子どもの読書意欲を高めるためには、親や家族が本を読んだり地域の図書館に出かけたりするなど、意欲的に読書活動に取り組む姿を示すことが大切であることから、ホームページや生涯学習情報提供システム「ラ・ラ・ネット」等を活用して啓発活動を推進します。

※１　家庭教育手帳：家庭での教育やしつけについてまとめた文部科学省発行の手帳。平成20年度までは対象年齢児童の家庭に配付。平成21年度からはホームページ等で配信。

※２「ブックスタート」運動：イギリスで 1992 年に始まった運動。０歳児とその保護者に、メッセージや説明を添えて絵本を手渡す活動。

〈市町村の取組〉

◇　公民館等で開催される子育て支援の家庭教育学級等を通じ、読み聞かせや読書の大切さについての理解の促進を図ることが望まれます。

◇　保健所や保健センターで実施される母親（両親）学級・育児学級や健診等の機会を捉えて、司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力し、絵本の選び方や読み聞かせの方法を説明したり、「ブックスタート」運動などを実施したりすることを通して、乳幼児期から本に親しむことの大切さについて周知・啓発することが期待されます。

〈家庭での取組〉

◇　親や家族が読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的、意欲的に読書活動に取り組むことができるように、家庭における読書環境を整えることが望まれます。

◇　読み聞かせを行ったり、民話や創作のお話を語ったりするほか、読書の時間を設け、読書を通じて感じたことを話し合うなど、各家庭で工夫していくことが期待されます。

◇　幼稚園、保育所、学校、行政等からの読書活動に関する情報を活用したり、地域の図書館や公民館の読書活動に関する事業に参加するなど、子どもがより多様な読書活動を体験できるようにすることも期待されます。



２ 地域における子どもの読書活動の推進

（１）図書館等における子どもの読書活動の推進

① 図書館の役割

【取組・成果・課題】

図書館は、読書活動と図書館資料に関する専門的機関であり、子どもの読書活動を推進する拠点です。

県立図書館では、平成18年度に開催した「魅力ある図書館づくり検討会」※1の提言を受け、児童サービス※2 の在り方について検討してきました。平成20年度には「ユースコーナー」を設置し、中高生向け資料の収集・提供を開始するとともに旧館時代に収集した絵本・児童書を活用した「夏休み子ども図書室」を試行的に開設しました。

また、関係機関とともに新潟県読書推進運動協議会※3 を組織し、読書活動に取り組むグループ等の表彰を行うなど読書活動の普及に努めるほか、市町村立図書館関係新任職員を対象とする研修を実施しています。今後は、児童サービスについての研修をさらに充実させる必要があります。

市町村立図書館や公民館図書室は、地域住民にとって、読みたい本をさがして読書の楽しみを得ることができる身近な施設であり、読書活動全般について相談に応える機関として重要な役割を担うとともに、図書館のボランティアに必要な知識技術を提供しています。

市町村立図書館の整備が進むとともに、子ども向けの行事や学校との連携に取り組むところも増加していますが、こうした取組には地域間に差がみられることから、活動を一層充実させる必要があります。

※1 魅力ある県立図書館づくり検討会：「新しい時代に対応した県立図書館づくり」について協議するために実施された有識者による検討会。平成18年５月から11月までの間５回実施され、子どものためのサービス等について提言された。

※2 児童サービス：乳幼児からヤングアダルト（主として中高生）までを対象とする。

※3 新潟県読書推進運動協議会：全国組織の読書推進運動協議会と連携し、春秋の読書週間の実施や読書功労表彰を行っている。県立図書館内に事務局をおく。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　県立図書館は、児童書の収集と貸出を再開し、「こども図書室」を常設化するとともに、児童サービスに関する研修を実施するなど、市町村立図書館・公民館図書室職員、ボランティアへの支援に努めます。

〈市町村の取組〉

◇　市町村立図書館・公民館図書室においては、子どもの読書活動に関連する相談事業、図書の展示会やお話会など、子どもと本を結びつける様々な事業を実施することにより、子どもが本に親しむ機会を増やすことが望まれます。

◇　親や家族、ボランティアを対象に、本の選び方、語り方や読み聞かせの方法などを指導する機会を提供するとともに、児童書や絵本等の整備が望まれます。

◇　ニーズに応じた資料の充実、ヤングアダルトコーナーや学習スペースの設置など、中学生・高校生が利用しやすい環境づくりに努めることが期待されます。

②　公立図書館等の整備・充実

【取組・成果・課題】

平成20年４月現在、図書館を設置している市町村は25市町村で、設置率※1 は77.4％であり、市部での設置率は100％となっています。平成19年度には、公立図書館の88.9％※2 がホームページを開設し、読書活動に関する情報を提供しています。また、公立図書館の95.6％※3 に児童室や児童コーナーが設置され、読み聞かせや子どもが読書をするために必要なスペースが確保されています。

しかし、県内には、図書館のない町村や合併後にも図書館が設置されてない旧町村域があります。また、読書活動の推進には司書の専門性を生かした多様な事業を展開することが望まれますが、司書が配置されていない図書館※4 もあります。

児童室の整備状況等は全国と比べて高い水準にありますが、規模や蔵書冊数等で地域間に大きな差がみられます。すべての子どもたちにとって、身近な地域に読書ができる環境を整備していくとともに、適正な人材の配置を図り、図書館での児童サービスを充実する必要があります。

※１　図書館設置率：全市町村のうち図書館を有する市町村の割合。平成19年度の全国平均は72.2％（「日本の図書館 統計と名簿 2007」 ）

※２　全国ホームページ開設率：約56％（平成17年度「社会教育調査報告書」）

※３　全国児童室等設置率　　：約63％（平成17年度「社会教育調査報告書」）

※４　県内の司書未配置図書館：県内 45 館のうち３館が司書未配置（平成20年４月現在）

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　図書館未設置の町村に対して、様々な機会を通して図書館の設置を働きかけていくとともに、県立図書館や近隣市町村との連携による読書環境の整備を促進します。

◇　司書のいない図書館については、地域の司書有資格者の活用を図るなど、すべての図書館に司書が配置されるよう市町村に働きかけます。

◇　県立図書館では、市町村職員に対して児童サービスに関する研修会や講演会等を実施するとともに、市町村への訪問相談事業を通じて、児童サービスへの助言を継続して行います。

〈市町村の取組〉

◇　市町村立図書館、公民館図書室における児童・青少年用図書の充実に努めるとともに、必要な施設・設備の確保を図ることが望まれます。

◇　公立図書館、学校図書館その他の関係機関とのネットワークを構築し、図書館資料の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換など行い、子どもの読書環境を整備していくことが期待されます。

③　公立図書館・公民館図書室と学校図書館との連携

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動を推進するにあたっては、公立図書館・公民館図書室と学校図書館が活動内容や図書館資料等について情報を提供し合うなど、密接に連携・協力することが重要です。

図書館資料の貸借等で、学校図書館との連携を図っている公立図書館等は年々増加し、平成19年度は、小学校とは85.7%、中学校とは60.0%、高等学校とは34.4%の市町村で連携しています。

児童生徒が必要とする図書館資料を利用できるようにするために、公立図書館等の図書館資料の学校図書館への団体貸出しを促進するとともに、図書館職員による学校訪問やレファレンス・サービスの実施等の取組を進める必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　公立図書館司書等と学校図書館関係職員の研修の充実に努め、公立図書館・公民館図書室と学校図書館の連携の重要性についての理解を深めるとともに、市町村の状況に応じた連携・協力の促進を働きかけます。

◇　学校図書館の蔵書のデータベース化を進めるよう働きかけ、他校の学校図書館や地域の公立図書館等との連携を通じて、図書館資料の共同利用を促進するよう努めます。

◇　県立図書館は、所蔵の絵本の展示セットを公立図書館や学校に貸し出すなど、関係機関への支援の強化に努めます。

〈公立図書館等・学校の取組〉

◇　公立図書館・公民館図書室と学校図書館が連携・協力し、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するための取組を実施することが望まれます。

◇　学校においては、子どもの様々な興味・関心、多様な教育活動、学校図書館の活動内容等について公立図書館等に情報提供することが望まれます。

◇　公立図書館・公民館図書室においては、必要な図書館資料等の整備・充実を図るとともに、図書館等における行事等の活動情報を提供し参加を促進するなど、地域における子どもの豊かな読書活動の機会を広げていくことが期待されます。

（２）児童館における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

児童館※1 は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であり、図書室の設置が義務付けられています。未就学児から18才までの多様な利用者を想定しており、年齢や発達段階に応じた読書活動を提供する大切な場となっています。

県内には平成20年４月現在、71の児童館があり、図書室で紙芝居や絵本の読み聞かせなどの活動を行っているところもあります。

県教育委員会では、希望する児童館職員に対して、子ども読書活動にかかわる研修会を実施し、読書活動の重要性について周知・啓発してきました。

今後さらに、読書活動を実施する児童館を増やすとともに、読書活動内容を工夫し充実する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　児童館職員を対象とした研修会を開催し、読書活動の重要性と必要性について周知・啓発に努め、読書関連プログラムの充実を図ります。

◇　県立児童館である「こども自然王国」※2 では、幅広い年齢層の子どもが興味を持つような蔵書を整備し､遊びを通じて本に親しむ機会の提供に努めます。

〈市町村の取組〉

◇　子どもが読書に親しむ契機となるよう、児童館での親子読書や読み聞かせなどの取組を推進するとともに、蔵書冊数の増加や環境整備に努め、図書室の充実を図ることが期待されます。

※１　児童館：児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定されている児童福祉施設。

※２　こども自然王国：柏崎市高柳町にある県立の大型児童館で宿泊が可能。

（３）放課後子ども教室における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

子どもが自由に過ごす時間の多い放課後や週末等に、子どもの興味・関心を尊重しながら読書活動を推進することは重要なことです。

社会環境の変化により、子どもの安全・安心な居場所が少なくなっている状況を踏まえて、「放課後子ども教室」※1 が平成19年度から開始されました。

放課後子ども教室では、読書を楽しむことができる場を提供したり、読み聞かせなどの読書活動に取り組んだりしているところもあります。

今後、市町村及び運営にかかわるコーディネーターやボランティアに対して読書活動の重要性について一層周知・啓発し、より多くの取組を推進する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　放課後子ども教室指導者研修会等の機会を通じて、様々な読書活動に取り組むことや読書に親しむ場を提供することの重要性について、理解の浸透を図ります。

◇　各教室での読書活動への取組状況を把握し、情報を提供することを通して読書活動の推進を図ります。

〈市町村の取組〉

◇　開設場所の状況に応じて、活動プログラムに読書活動の機会や場を設定することが望まれます。

◇　学校図書館や公立図書館、公民館図書室と連携したり、地域のボランティアを活用したりして、読書に親しむことができる環境づくりに努めることが期待されます。

※1　放課後子ども教室：「放課後子どもプラン（文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施するもの）」に基づき創設された事業。
放課後等に子どもたちが小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施している。

（４）民間団体等の活動に関する支援

【取組・成果・課題】

民間団体やボランティアは、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

県教育委員会は公立図書館と連携を図り、読み聞かせボランティアリーダーの養成講座を実施するとともに、民間団体が実施する研修会について後援してきました。

県内では、ほとんどの市町村立図書館・公民館図書室がボランティアを導入し、子どもの自主的な読書活動の支援を継続的に実施しています。また家庭文庫・地域文庫※1 など、読書施設を開放し、子どもの読書活動を支援している個人や民間団体もあります。

このような活動に対して、県や市町村は積極的に支援・協力するとともに、活動内容等を把握し、民間団体やボランティア等のネットワークを構築する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　地域における読み聞かせ等のボランティアの育成と資質の向上を図ることを目指し、ボランティアリーダーの養成に努めます。

◇　県内のボランティアの活動内容を把握し情報提供するとともに、県全体のボランティア団体のネットワークづくりを推進し、地域における活動の充実を図ります。

◇　国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金」※2 助成金（子どもの読書活動助成用）の周知に努め、その活用を奨励します。

〈市町村の取組〉

◇　ボランティアの活動をより充実させるために、団体間のネットワークづくりの推進を図るとともに、ボランティアの資質を向上させるための研修の充実を図ることが望まれます。

◇　民間団体やボランティア団体と連携した活動の充実も期待されます。

※１ 家庭文庫・地域文庫：「図書館法」の規定外で図書の閲覧、貸出などを行うこと。自治会などの住民組織が活動の主体となることが多く、個人が自分の蔵書を開放して行う場合、家庭文庫という。

※２ 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、国と民間が協力して、子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金。財団法人、社団法人、特定非営利活動法人等の民間団体が助成対象。

３ 学校等における子どもの読書活動の推進

（１）幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

幼稚園・保育所では、教育活動や保育活動、子育て支援活動の一環として、絵本・紙芝居などの読み聞かせや自然体験的な活動における図鑑等の活用などを通して、子どもが読書活動に親しむ機会を提供することが重要です。

県教育委員会では、希望する幼稚園教諭、保育士に対して、子どもの読書活動にかかわる研修会を実施し、読書活動の重要性について周知・啓発しており、幼稚園・保育所における読書活動の場や機会の充実に努めています。

幼児期に読書活動の楽しさを体験させるためには、幼稚園教諭や保育士等の子ども読書に関する指導力を向上させるとともに、図書の充実や本にふれることができるスペースの確保など環境整備を図る必要があります。また、保護者にも読書活動の意義や大切さを積極的に周知・啓発していくことが求められます。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　国の広報事業と連携し、「子ども読書の日」（４月23日）※1 の 周知・啓発に努めるとともに、ポスターやリーフレット等の配布を通じて、子どもや保護者等に対して読書活動の重要性について理解と関心の普及に努めます。

◇　読書活動の一層の充実を図るため、幼稚園・保育所への指導や情報の提供を行うとともに、幼稚園教諭、保育士を対象とした研修の充実に努めます。

〈幼稚園・保育所の取組〉

◇　幼稚園教育要領・保育所保育指針に示されているように、幼児の興味や発達段階に応じた魅力ある図書の充実に努めるとともに、幼稚園教諭・保育士やボランティアによる読み聞かせ等の機会を増やし、本に興味・関心を持つ子どもを育てることが期待されます。

◇　未就園児を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせを推進するとともに、保護者にも読書活動の大切さや意義を周知することが望まれます。

◇　公立図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定し活用を図るとともに、読書指導について学校と連携・協力することが期待されます。

※1　子ども読書の日：子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号) 第 10 条に規定されている。国民の間に広く子どもの読書活動についての理解と関心を深めるため、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業の実施に努めることとしている。

（２）小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進

①　学校での読書習慣の確立と読書指導の充実

【取組・成果・課題】

学校における読書活動の推進は、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担うとともに、家庭や地域における読書活動の充実にも大きな影響力を持っています。

これまで多くの学校で、多様な取組を工夫して児童生徒の読書習慣の育成に努めてきました。

平成19年度には、小・中学校の97.5%、高等学校の14.6%が朝読書等の全校一斉の読書活動を実施しています。また、小・中学校の77.1%では、読み聞かせや読書感想文コンクールなどの読書活動推進のための取組を行っています。

各学校では、今後も継続して図書館の活用を進めるとともに、読書活動を一層充実させることにより、読書の意義と楽しさを実感させ、児童生徒の望ましい読書習慣の確立を図ることが必要です。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　各学校における児童生徒の読書習慣の確立と読書活動の充実を図るため、新潟県学校図書館協議会等と連携・協力し、各学校への指導や調査結果・実践事例等の情報提供を行います。

〈学校の取組〉

◇　各教科等で、学校図書館を活用した学習活動を推進するとともに、全校一斉の朝読書等、児童生徒が楽しみながら読書をする習慣を身に付けることができる活動を推進することが期待されます。

◇　推薦図書等を紹介したり、読書週間・読書月間等を設けたりすることなどにより、学校図書館が一層活用されるよう工夫した教育活動を推進することが期待されます。また、児童生徒の自主的な読書活動を推進するため、図書委員会等を中心とした児童・生徒会活動を一層活性化することが望まれます。

◇　校長のリーダーシップのもと、学級担任、教科担任、司書教諭 ※1 、学校図書館担当職員などが連携・協力し、全校体制で読書活動を推進することが大切です。校内研修等を通じて、学校における読書活動の重要性についてすべての教職員の共通理解を図ることが望まれます。

◇　読書活動推進のための取組や読書指導について、小・中・高等学校が情報交換するなど、連携・協力を進めることが望まれます。

※1　司書教諭：学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第５条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定され、講習を修了した教諭が司書教諭となると定められている。

② 学校図書館の整備・充実

【取組・成果・課題】

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導のための「読書センター」としての機能と、各教科の学習や児童生徒の自発的、主体的な学習活動に対応するための「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。また、学校教育法に読書に関する目標が新たに規定され、新学習指導要領※1 では、各教科等における言語活動を充実し、引き続き、学校図書館の活用を図ること等が必要とされています。

これまで県、市町村、学校では、図書館資料の整備や司書教諭の発令を進めてきました。

平成19年度には、県内小・中学校全体の蔵書冊数は、学校図書館図書標準※2を上回っています。また、学校図書館法の規定により、12学級以上のすべての小・中・特別支援学校及び多くの高等学校に司書教諭が発令されています。

しかし、図書標準を達成している小・中学校の割合は、全国平均より15ポイントほど高くなっているものの、55.6%にとどまっており、今後も蔵書の整備・充実に努める必要があります。また、司書教諭の専門性を生かした具体的な取組をさらに推進するとともに、専任の学校図書館担当職員の配置についても促していく必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　国の動向や調査結果、取組事例等の情報を提供することにより、市町村教育委員会や各学校への指導に努めるとともに、学校図書館のより一層の有効活用を促し、児童生徒等の利用促進を図ります。

◇　県立高等学校等の図書館資料の計画的な整備が図れるよう、新潟県学校図書館協議会等と連携して、各学校への指導や推薦図書の紹介等の情報提供に努めるとともに､小・中学校の図書館資料の整備・充実を市町村にも働きかけます。

◇　12学級未満の学校にも司書教諭の発令を働きかけるとともに、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるよう、司書教諭の役割などについての共通理解を促進するとともに、教職員の協力体制の確立を促します。

※1　新学習指導要領：小学校は平成21.22年度を移行期間とし、23年度から全面実施。中学校では21～23年度を移行期間とし、24年度から全面実施。高等学校では平成25年度入学生から学年進行で実施。特別支援学校においては、小・中学部は小・中学校、高等部は高等学校の実施スケジュールに準拠。

※2　学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。学校の規模に応じて目標蔵書冊数が定められている。

（例）　12学級の小学校：5,080＋480×（学級数－６）＝ 7,960冊

12学級の中学校：7,360＋560×（学級数－６）＝10,720冊

〈市町村・学校の取組〉

◇　学校における図書購入費※1 の確保に努め、すべての小・中学校が学校図書館図書標準を達成することが望まれます。

◇　各教科等の学習や様々な読書活動ができるように、施設・設備の整備及び学校図書館担当職員の配置に努め、児童生徒が進んで足を運ぶような魅力的な環境づくりが期待されます。

◇　各教科等で､年間を通した計画的な学校図書館の活用を図る必要があります。

（３）障害のある子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

障害のある子どもにとって、絵本や物語からイメージを広げたり、図書館資料から知識や情報を得たりすることは、日常生活をより豊かにする上で不可欠であり、家庭、地域、学校等で様々な読書活動を体験できるようにすることが大切です。

県、市町村、学校は、これまで関係機関との連携を進め、障害に応じた読書活動の機会の提供や環境の工夫を図ってきました。

その結果、蔵書や資料の充実、施設・設備面での配慮も進み、障害のある子どもが気軽に本に親しむことができるようになってきました。

今後も引き続き、蔵書や資料、施設・設備の充実を図るとともに、障害の状態に応じたきめ細かな読書活動の支援を図る必要があります。

※1　図書購入費：公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料の整備のため「新学校図書館図書整備５カ年計画」により平成19年度から５年間で毎年約 200 億円、総額約 1,000 億円の地方交付税措置が講じられている。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　特別支援学校における読書指導のより一層の充実を図り、教職員やボランティアによる読み聞かせ等、障害のある子どもの読書習慣をはぐくむための活動を充実させます。

◇　県点字図書館※1 は、引き続き、閲覧室に点字絵本専用書架を設けるなど、利用しやすい環境の整備に努めるとともに、点字絵本※2　や録音児童図書※3 の制作と充実に努め、視覚に障害のある保護者と子どもの豊かな読書活動を推進します。また、利用者が手元において長期間楽しめるよう、絵本等の個人向け点訳サービスの充実、郵送による貸し出しサービスの拡充、移動点字図書館の実施に努めます。県内の図書館への貸出及び全国の図書館の相互協力などにより、身近な図書館を通して点字絵本や録音児童図書のサービスが受けられるよう、ネットワークを充実させ利用を促進します。

〈市町村・学校等の取組〉

◇　子どもの障害の状態に応じて、学校図書館の整備・充実を図るとともに、公立図書館のハンディキャップサービス※4 やボランティアを活用できるように連携するなど、読書活動の工夫が期待されます。

◇　学校や行政は、公立図書館や医療機関、保護者や地域住民に働きかけ、子どもの読書活動に関わる支援活動への参画を促進することが望まれます。

※１　県点字図書館：新潟市江南区の「新潟ふれ愛プラザ」に所在する。正式名称は「新潟県点字図書館」で、約8,200タイトルの点字図書と約5,800タイトルの録音(カセットテープ)図書、約5,400タイトルのデイジー(ＣＤ)図書、80タイトルのテープ雑誌、約50タイトルのＣＤ雑誌を所蔵している。

※２　点字絵本：約100タイトルを所蔵。絵本の文章を点訳したもの。情景なども簡単に点訳して説明している。

※３　録音図書：視聴覚資料のうち録音テープなどで音声を記録・複製した資料。

※４　ハンディキャップサービス：郵送による貸出、対面朗読、布絵本や大活字本の提供などの様々なサービス。

（４）学校等と家庭・地域との連携

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動を支援し望ましい読書習慣をはぐくむためには、学校等と家庭、地域とが連携した活動を一層充実させることが重要です。

これまで県、市町村、学校等では、読書活動の重要性の周知と具体的な取組の推進に努めてきました。

幼稚園・保育所では、幼児期からの読書習慣の育成に向けて保護者と協力した読書活動が行われています。小・中学校においても、多くの学校で保護者や地域住民等のボランティアによる読書活動を実施しており、地域住民への学校図書館の開放を行っている学校もあります。また、公立図書館との連携も資料の貸借などを中心に増加傾向にあり、子どもの読書環境には好ましい状況が見られるようになってきました。

しかし、これらの取組には地域間、学校間の差がみられ、学齢が進むにつれて読書離れが進む傾向もあります。今後は、子どもの自主的な読書を推進するために、学校等と家庭・地域が協働して取り組み、読書活動の輪を広げていく必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　県教育委員会が発行する広報紙「かけはし」等による広報活動を通じて、子どもの読書習慣をはぐくむことの重要性について理解を促進するとともに、学校、家庭、地域における読書活動の機会を拡充していくよう関係機関に働きかけます。

◇　平成20年度から実施された「学校支援地域本部事業」※1 においても、コーディネーター養成研修会や成果発表会等の機会を通じて、子どもの読書活動の重要性について理解の促進を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった読書環境づくりや読書活動への取組などの周知・啓発に努めます。

〈市町村・学校の取組〉

◇　子どもの多様な読書活動の実施に向け、ＰＴＡ活動やボランティア活動の促進を図るとともに、休日における学校図書館の開放や公立図書館等との積極的な連携・協働に努めることが期待されます。

◇　子どもの読書習慣をはぐくむために、家庭での親子読書の奨励や公立図書館等でのお話会への参加の呼びかけなど、家庭や地域での読書活動の推進に向けた、学校からの支援が望まれます。

※１　学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織。文部科学省では、平成20年度予算に50億4,000万円を計上し、事業を開始。

４ 啓発・広報活動

（１）広報活動の推進

【取組・成果・課題】

県民の子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、啓発・広報活動を行うことが大切です。

図書館や学校等では、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」（４月23日～５月12日）について、ポスターの配布やホームページを活用した事業案内等を通して県民への周知に努め、浸透を図ってきました。

こうした取組により、平成19年度には、「子ども読書の日」を中心に91.4%の市町村において、読み聞かせやお話会などの関連行事が実施されるようになってきました。

今後も、趣旨にふさわしい事業を充実させるとともに、県民への周知に一層努め、社会全体で読書活動を推進する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　国の広報事業と連携して、子どもの読書活動の重要性についての理解の浸透を図るとともに、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」（10月27日）※1について、県民の関心と理解を深めるよう周知・啓発に努めます。

◇　学校、公立図書館、民間団体等の先進的な取組や子どもの読書活動に関する事業とその効果について、ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。

〈市町村の取組〉

◇　広報誌やホームページなど様々なメディアを通じて、子どもの読書活動の推進に関する事業を紹介するとともに、読書の楽しさや重要性について理解の浸透を図り、事業への参加を促進することが期待されます。

※１　文字・活字文化の日：平成17年施行の「文字・活字文化振興法」により制定。

（２）優れた取組の奨励

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、関係者の取組意欲を高め、活動内容の充実を図るため、文部科学省は、子どもの読書活動に熱心に取り組んでいる学校・図書館・団体（者）に対して表彰を行っており、本県でも毎年、優秀実践学校・図書館・団体（者）が表彰を受けています。

また、新潟県読書推進運動協議会が「こどもの読書普及功労者」の表彰を行っているほか、新潟県学校図書館協議会は読書感想文コンクール等を実施するなどして、子どもの読書活動を推進してきました。

自主的な読書活動、関係者の資質向上のための活動、関係機関や団体と連携した活動など、特色ある実践への意欲を高めるよう働きかけ、優れた取組を推進する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　文部科学省の表彰事業に積極的に協力するとともに、県コンクールの表彰等を通じて優れた取組の顕彰に努めます。

◇　特色ある取組や優れた実践に関する情報を収集するとともに奨励を図り、広く県民に子どもの読書活動についての理解を促します。

〈市町村の取組〉

◇　地域の実情に応じて、子どもの読書活動に取り組む団体、個人への顕彰を実施し、優れた取組を奨励することが期待されます。



５ 推進体制

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動を推進していくためには、県と市町村の連携を図り、総合的に施策を展開する体制を整備するとともに、県内各地で子どもの読書活動に関する様々な取組を行っている民間団体等との連携・協力を推進することが重要です。

「第一次計画」を基に、平成19年度までに４市で推進計画が策定されましたが、県内の策定率は全国と比べて低い状況にあります。

市町村においては推進計画を策定するとともに、子どもの読書活動推進体制の整備・充実を図ることが求められます。

【施策の方向】

〈県の取組〉

◇　子どもの読書活動を推進するため、県、市町村、学校、図書館、民間団体等関係者の連携・協力の具体的な方策について、協議・検討する機会を設けます。

◇　市町村に対しては、子どもの読書活動に関する最新の情報を提供し、「市町村子ども読書活動推進計画」が策定されるよう支援します。

◇　子どもの読書活動を推進するボランティア団体等の活動状況に関する情報の収集・提供を通して、団体間の連携・協力を支援します。

〈市町村の取組〉

◇　これまで実施されてきた事業の見直しや施設・設備等の諸条件の整備状況、子どもの読書の取組状況等を把握し、地域の実情に応じた「子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、家庭、地域、学校等が連携して子どもの読書活動に関する環境の整備・充実を図ることが期待されます。

第３部　数値目標

1　子どもの読書活動の推進体制を整備するため、県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促します。

	平成２０年度		平成２５年度
新潟県	１２．９％（４市） 上越市、妙高市、 三条市、佐渡市	→	５０．０％以上
全　国	３１．３％	→	５０．０％以上

※ 具体的に策定作業を進めている： 新潟市、五泉市

2　市町村における子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域の実情に応じた取組を促進し、平成19年度実施率の５％以上の向上を目指します。

取　組	平成19年度　（％）
子ども向け利用案内・広報等の実施	７７．１
図書館等と他機関（学校等）との連携	８５．７
読書ボランティア講座等の実施	６０．０
ブックスタートの実施	７１．４

3　学校における子どもの読書活動を推進するため、学校や地域の実情に応じた取組を促進し、全国平均より低い取組を中心に実施率の向上を目指します。

【 平成 19 年度 実施率 】　（％）

学校 ／ 取組	小学校		中学校		高等学校	
	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国
全校一斉読書活動	99.5	94.4	92.9	84.1	14.6	36.9
読書活動推進のための取組（読み聞かせや読書感想文コンクール等）	90.4	86.2	45.8	63.2	17.7	60.1
ボランティアの活用	57.1	72.4	4.6	18.7	2.0	2.1
公立図書館との連携	65.7	64.9	39.9	40.6	39.6	36.9
蔵書のデータベース化	32.2	41.1	29.0	40.7	60.4	75.7

資　料

１　公立図書館の状況　・・・・・・・・・・　21
（「日本の図書館より」）

２　市町村における子どもの読書活動状況　・・・・・・・・・・　21
（生涯学習推進課「子どもの読書活動の推進についての調査」より

３　学校での読書活動に関する状況　・・・・・・・・・・・　22
（「学校図書館の現状に関する調査」より）

４　学校図書館に関する状況　・・・・・・・・・・・　23
（「学校図書館の現状に関する調査」より）

５　公立図書館一覧　・・・・・・・・・・・　24

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・　25

○ 学校図書館法　・・・・・・・・・・・　27

○ 文字・活字文化振興法　・・・・・・・・・・・　29

１ 公立図書館の状況

「日本の図書館　統計と名簿」

（１）図書館設置率

（%）

	H17	H18	H19
新潟県	４９．０　※25/51	６８．６　※24/35	６８．６　※24/35
全　国	６２．９	７１．７	７２．２

※設置市町村数 / 全市町村数

（２）県民一人当たりの蔵書数

（冊）

	H17	H18	H19
新潟県	２．３０	２．５６	２．６１
全　国	２．７０	２．７９	２．８６

※蔵書数計 / 人口

（３）県民一人当たりの年間貸出数

（冊）

	H17	H18	H19
新潟県	３．３７	３．５１	３．７８
全　国	４．７２	４．７３	５．００

２ 市町村における子どもの読書活動状況

「生涯学習推進課調査」

（%）

内容＼年度		H17（37 市町村）	H18（35 市町村）	H19（35 市町村）
子ども向け案内・広報の実施		７０．３	７４．３	７７．１
子ども向け行事の実施		９４．６	９４．３	９１．４
他機関との連携		７０．３	７４．３	７７．１
	幼稚園・保育所	64.9	74.3	71.4
	小 学 校	75.7	80.0	85.7
	中 学 校	45.9	57.1	60.0
	高等学校	24.3	34.3	34.3
ボランティアの導入		８９．２	９４．３	９４．３
ボランティア講座等の実施		４３．２	５１．４	６０．０
ブックスタートの実施		６２．２	６８．６	７１．４

３ 学校での読書活動に関する状況

「学校図書館の現状に関する調査」

（１）全校一斉読書活動

（学校数）

学校・年度 / 時間	小学校			中学校			高等学校		
	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
始業前	529	533	529	198	192	209	5	7	7
授業中	8	10	5	5	3	5	6	4	4
昼休み・放課後	3	3	4	2	3	2	1	1	0
その他	22	19	21	8	11	5	1	4	3
実施校	562	565	559	213	209	221	13	16	14
実施率　（%）	98.9	99.6	99.5	88.8	87.4	92.9	13.3	16.5	14.6

（２）読書活動推進のための取組

（学校数）

学校・年度 / 内容	小学校			中学校			高等学校		
	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
読み聞かせ等	505	494	500	27	28	26	3	3	5
読書感想文コンクール	39	48	47	42	50	62	11	8	7
その他	107	106	107	56	50	46	13	15	13
実施校	520	512	508	107	108	109	23	21	17
実施率　（%）	91.5	90.3	90.4	44.6	45.2	45.8	23.5	21.6	17.7

※「内容」については複数回答

（中学校、高等学校ではこの他に生徒会活動による取組あり）

（３）ボランティアの活用

学校・年度	小学校			中学校			高等学校		
	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
実施校　（校）	331	321	321	8	10	11	1	1	2
実施率　（%）	58.3	56.6	57.1	3.3	4.2	4.6	1.0	1.0	2.0

（４）公立図書館との連携

（学校数）

学校・年度 / 内容	小学校			中学校			高等学校		
	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
図書館資料の貸借	312	324	342	76	79	82	35	35	37
定期的な連絡会	22	23	20	11	8	7	0	0	0
公立図書館司書等の巡回訪問	83	99	97	5	17	12	2	1	0
その他	33	29	41	11	10	8	3	3	6
実施校	356	366	369	90	99	95	37	37	38
実施率　（%）	62.7	64.6	65.7	37.5	41.4	39.9	37.8	38.1	39.6

※「内容」については複数回答

４ 学校図書館に関する状況

「学校図書館の現状に関する調査」

（１）学校図書館蔵書のデータベース化の状況

（学校数）

学校・年度 / 状況	小学校			中学校			高等学校		
	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
100％実施	60	55	59	14	20	17	2	3	3
75～100％未満	30	40	45	11	14	12	6	9	6
50～75％未満	8	13	15	7	4	6	4	7	9
25～50％未満	9	12	12	10	5	8	7	6	8
25％未満	44	50	50	23	26	26	31	28	32
実施校	151	170	181	65	69	69	50	51	58
実施率　（%）	26.6	30.0	32.2	27.1	28.9	29.0	51.5	52.6	60.4

（２）司書教諭の発令状況

学校・年度 / 状況	小学校			中学校			高等学校		
	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
12学級以上の学校における発令率%	100.0	100.0	100.0	98.7	100.0	100.0	92.6	94.2	87.5
発令校　（校）	272	275	263	119	124	118	66	66	65
発令率　（%）	47.9	48.5	46.5	49.6	51.9	49.4	67.3	68.0	67.7

※12学級以上の学校における設置率は小中学校で100％

※下段は県内全学校における発令状況

（３）学校図書館図書標準の達成状況

（小中学校のみ）

学校・年度 / 状況	小学校				中学校			
	H17	H18	H19	**H19全国**	H17	H18	H19	**H19全国**
達成校　（校）	308	307	329		112	121	119	
達成率　（%）	52.6	54.0	58.0	**42.0**	46.5	50.4	49.8	**36.8**

（４）学校図書館蔵書冊数状況

（小中学校のみ）

学校・年度 / 状況	小学校			中学校		
	H17	H18	H19	H17	H18	H19
蔵書冊数（冊）	4,266,135	4,313,937	4,343,840	2,321,958	2,320,701	2,326,625
達成率　（%）	107.5	110.2	111.8	103.0	104.9	105.1
1人当たり（冊）	30.8	31.4	32.1	32.0	33.0	33.4

※「達成率」は図書標準冊数の総計に対する割合

※県内全学校の総蔵書冊数の比較では達成率100％以上

５　公立図書館一覧

（平成20年４月１日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	開館時間*		休館日*	蔵書数（千冊）	うち児童書数（千冊）
				平日	土・日・祝日			
1	新潟県立図書館	新潟市中央区女池南3-1-2	(025) 284－6001	9:30～19:00	9:30～17:00	月曜．図書整理日（第３木曜）	680	38
2	新潟市立中央図書館	新潟市中央区明石2-1-10	(025) 246－7700	10:00～20:00	10:00～17:00 土：10:00～20:00	第２金曜．図書整理日(第１水曜)	384	47
3	〃　豊栄図書館	新潟市北区東栄町1-1-35	(025) 387－1123	10:00～19:00	10:00～17:00 土：10:00～19:00	金曜．第１水曜	200	61
4	〃　松浜図書館	新潟市北区松浜1-7-1	(025) 387－1771	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	40	14
5	〃　山の下図書館	新潟市東区古川町4-12	(025) 250－2920	10:00～19:00	10:00～17:00 土：10:00～19:00	金曜．図書整理日（第１水曜）	54	19
6	〃　石山図書館	新潟市東区石山1-1-12	(025) 250－2940	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	41	15
7	〃　舟江図書館	新潟市中央区附船町1-4385-1	(025) 223－3235	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	58	19
8	〃　鳥屋野図書館	新潟市中央区新和3-3-1	(025) 285－2372	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	42	16
9	〃　生涯学習センター図書館	新潟市中央区礎町通3-2086	(025) 224－2120	10:00～20:00	10:00～17:00 土：10:00～20:00	月曜．図書整理日(第１水曜)	51	10
10	〃　亀田図書館	新潟市江南区亀田新明町1-2-4	(025) 381－2728	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（5月3日、11月3日は開館）．第３日曜．図書整理日（第１水曜）	48	19
11	〃　新津図書館	新潟市秋葉区日宝町6-2	(0250) 22－0097	10:00～19:00	10:00～17:00 土：10:00～19:00	金曜．第１水曜.	181	33
12	〃　白根図書館	新潟市南区田中383	(025) 372－5510	10:00～19:00	10:00～17:00 土：10:00～19:00	金曜．第１水曜.	139	36
13	〃　月潟図書館	新潟市南区月潟1417	(025) 375－3001	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（日・月曜の場合は火曜、5月3日・9月23日・11月3日は開館）．第１水曜.	37	10
14	〃　坂井輪図書館	新潟市西区寺尾上3-1-1	(025) 260－3242	10:00～19:00	10:00～17:00 土：10:00～19:00	金曜．第１水曜	46	15
15	〃　内野図書館	新潟市西区内野町603	(025) 261－0032	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	35	12
16	〃　黒埼図書館	新潟市西区金巻746-4	(025) 377－5300	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	59	17
17	〃　西川図書館	新潟市西蒲区曽根2046	(0256) 88－0001	10:00～19:00	10:00～17:00 土：10:00～19:00	金曜．図書整理日（第１水曜）	91	20
18	〃　岩室図書館	新潟市西蒲区西中889-1	(0256) 86－4433	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（日・月曜の場合は火曜、5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	81	18
19	〃　潟東図書館	新潟市西蒲区三方10	(0256) 70－5141	10:00～19:00	土日：10:00～17:00	月曜．休日（日・月曜の場合は火曜、5月3日、11月3日は開館）．図書整理日（第１水曜）	28	5
20	長岡市立中央図書館	長岡市学校町1-2-2	(0258) 32－0658	9:30～19:00	土日：9:30～19:00	月曜　(休日の場合はその翌日)．毎月末日	775	219
21	上越市立高田図書館	上越市本城町8-30	(025) 523－2603	10:00～19:00 (6月～9月10:00～20:00)	10:00～18:00	月曜 、休日の翌日．毎月末日	301	63
22	〃　直江津図書館	上越市西本町4-17-5	(025) 545－3232	10:00～19:00 (6月～9月10:00～20:00)	10:00～18:00	月曜．休日の翌日．毎月末日	118	30
23	三条市立図書館	三条市元町1-6	(0256) 32－0657	9:30～20:00	土9:30～19:00 日･祝日9:30～17:00	第３月曜．図書整理日.	298	70
24	柏崎市立図書館	柏崎市学校町2-47	(0257) 22－2928	9:30～19:00 (6月～9月 9:30～20:00)	9:30～17:00	第３日曜．蔵書整理・機器保守点検期間	267	30
25	新発田市立図書館	新発田市中央町4-11-27	(0254) 22－3101	9:30～18:00	土日：9:30～17:00	月曜	199	35
26	小千谷市立図書館	小千谷市土川1-3-7	(0258) 82－2724	10:00～18:00	土日：10:00～18:00	月曜．休日	119	24
27	加茂市立図書館	加茂市神明町2-6-29	(0256) 53－3500	9:00～18:00 水9:00～19:00	土日：9:00～18:00	月曜．休日	137	26
28	十日町情報館	十日町市西本町2	(025) 750－5100	9:30～19:00	土9:30～19:00 日･祝日9:30～17:00	月曜（休日と重なった場合は火曜）.	218	55
29	見附市図書館	見附市学校町1-3-43	(0258) 62－3759	9:30～21:00	土日：9:30～17:00	月曜(休日にあたる場合は翌日)．館内整理日(毎月第２金曜、３月31日)	158	36
30	村上市立中央図書館	村上市田端町4-25	(0254) 53－7511	9:00～19:00	土日：9:00～17:00	月曜．休日．月曜が祝日の場合はその翌日．第２金曜	172	42
31	燕市立図書館	燕市白山町1-2-10	(0256) 62－2726	9:30～19:00	9:30～17:00	月曜．第３木曜	106	26
32	燕市立吉田図書館	燕市吉田大保町22-1	(0256) 92－7650	9:30～19:00	9:30～17:00	月曜．第３木曜	91	21
33	燕市立分水図書館	燕市分水新町2-5-1	(0256) 91－3255	9:30～19:00	9:30～17:00	月曜．第３木曜	28	7
34	糸魚川市民図書館	糸魚川市一の宮1-2-3	(025) 552－6330	9:30～19:00	土9:30～19:00 日･祝日9:30～17:00	月曜	235	65
35	五泉市立図書館	五泉市郷屋川1-1-8	(0250) 43－3110	9:30～18:30	土日：9:30～17:00	月曜（休日の場合は翌日も）．休日（土日の場合は除く）．毎月最終金曜.	148	47
36	佐渡市立中央図書館	佐渡市千種177-1	(0259) 63 - 2800	9:00～18:00	土日：9:00～17:00	月曜．休日.	239	57
37	阿賀野市立図書館	阿賀野市曽郷1028	(0250) 67 - 2500	火～金曜：9:30～19:00 （11月から3月は18:00まで）	土日･5/5･11/3 ：9:30～17:00	月曜（休日の場合は翌日も）．休日（こどもの日、文化の日を除く）．第３木曜	118	43
38	魚沼市立広神図書館	魚沼市今泉1507-1	(025) 799－3227	9:30～17:00	土9:00～17:00 日･祝日9:00～17:00	月曜	77	28
39	南魚沼市図書館	南魚沼市六日町865	(025) 773－6677	9:00～17:00 金曜：9:00～19:00	土日：9:00～17:00	月曜(祝日の場合は翌日)．第３木曜	93	26
40	妙高市図書館	妙高市上町9-2	(0255) 72 - 9415	火～金曜：9:30～19:00	9:30～18:00	月曜．第３木曜（休日の場合はその翌日）	102	26
41	胎内市図書館	胎内市西条町5-3	(0254) 43－3700	火～金曜：9:00～19:00月曜：9:00～17:00	土日：9:00～17:00	月末（日曜除く）．休日（日曜の場合はその翌日）	54	19
42	聖籠町立図書館	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1280	(0254) 27－6166	火曜9:00～20:00 水～金曜：9:00～18:00 （12～1月は17時まで）	土日：9:00～17:00	月曜．休日（４月29日、11月３日を除く）．月末(土日曜除く)．．町民会館休館日	98	34
43	出雲崎町立出雲崎図書館	三島郡出雲崎町大字羽黒町431-1	(0258) 78－2015	月・水・金曜 9:00～21:00 火・木 9:00～17:00	土日：9:00～17:00	休日	37	9
44	川口町図書館	北魚沼郡川口町大字川口1979-128	(0258) 89－4030	12:00～18:00	土日：10:00～18:00	月曜．休日	25	9
45	刈羽村立図書館	刈羽郡刈羽村大字刈羽100	(0257) 20－3102	9:00～20:00	9:00～19:00	毎月第４月曜（休日の場合翌日）	56	21

*休館日は上記以外に蔵書点検(図書整理）期間や年末年始は休館となるほか、休館日と祝日が重なった場合の翌日が休館となる図書館もあります。

*分館を設置している図書館の蔵書数及びそのうちの児童書数は、分館分も含みます。

*詳細は各図書館に照会してください。

新潟県子ども読書活動推進計画作成関係課

総務管理部　文 書 私 学 課
福祉保健部　健 康 対 策 課
福祉保健部　障 害 福 祉 課
福祉保健部　児 童 家 庭 課
教　育　庁　義 務 教 育 課
教　育　庁　高等学校教育課
教　育　庁　生涯学習推進課
県 立 図 書 館

新潟県子ども読書活動推進計画

平成21年3月30日発行

編集・発行　　新潟県教育庁生涯学習推進課

新潟市中央区新光町４－１
℡（025）285-5511（代）